

# 令和6年度 桐生市まちなか店舗リニューアル・ 事業承継支援事業補助金

桐生市内にある店舗の事業承継（経営引継ぎ）を行おうとする事業者等に対して、店舗の改修工事にかかる費用の一部を補助します。

## 補助金額

補助対象経費の2分の1以内の額（補助上限額：50万円）

## 補助対象経費

店舗のリニューアルに関する工事費（内装・外装及び設備工事費）

注：原則、市内業者による施工に限ります。

**補助金の交付決定前に、工事着手（契約）をした場合は対象外となりますのでご注意ください！**

## 対象者

- 個人の場合は市内在住で事業承継により新たに店舗経営者となるもの、法人の場合は市内に法人登記を有するもの（それぞれ予定を含む）。
- 小売業、飲食業又はサービス業等で、まちなかの活性化・賑わい創出に寄与する事業を行っているもの。
- 補助金交付申請日から遡って5年以内に既に事業承継をしているか、補助事業完了までに事業承継を行うもの。

## 事業承継とは

個人事業者で店舗経営者の交代を伴うもの、又は法人事業者で代表者変更を伴うもの。  
※開廃業届や商業登記簿謄本で事業承継したことが確認できること。

## 対象要件

以下の要件を全て満たすことが必要です。

- 当該年度内に改修工事及び支払いを完了させ、操業を開始できること。
- 桐生市内にある店舗で、概ね10年以上の営業実績があること。
- 1階部分を店舗として活用し、原則として、週4日以上かつ1日あたり2時間以上の営業を行うこと。
- 事業承継に際して、法律等に基づく資格・許認可が必要な業種においては、既に取得しているか、取得が確実に見込まれていること。
- 事業承継後、継続的に3年以上経営を行うこと。
- 承継店舗の屋号は、同一の屋号か、従来店舗との継続性があること。
- 事業計画を策定し、本市が指定する経営相談の専門家から「可」の診断を受けていること。

## 注意事項

- 予算額に達した時点で、受付は締め切ります。
- 以下のいずれかに該当する場合は、補助対象外となります。
  - ・補助金の交付決定前に工事着手（契約）しているもの
  - ・国、県及び市の他の補助制度の対象となっているもの（ただし、融資に係るものは除く）
  - ・法令や公序良俗に反するもの（その恐れのあるもの）
  - ・風営法に規定する風俗営業又はこれに類するもの
  - ・桐生市暴力団排除条例に規定する暴力団又は、暴力団等のいずれかに該当する者
  - ・市税等に滞納のある者
  - ・過去3年以内に本補助金の交付を受けた者、過去に本補助金の交付決定の取消しを受けた者

## 問合せ先

桐生市産業経済部商工振興課商業金融担当  
TEL：0277-46-1111（内線563）  
E-mail：shoko@city.kiryu.lg.jp

## ダウンロード

申請書類は、  
桐生市HPから入手できます。  
QRコードはこちら ⇒



## 申請方法・フロー

①市役所（商工振興課）に相談し、事業計画書を作成する



② 経営相談の専門家から経営指導及び「可」の診断を受ける



③ 関係書類を揃えて、市に補助金交付申請する



審査・交付通知

④ 市から補助金の交付決定を受ける



⑤ 事業を実施（改修工事契約・工事着手）する



⑥ 事業完了後、関係書類を揃えて、市に実績報告する



審査・確定通知

⑦ 市から補助金が交付される

## 交付申請時の 提出書類

- 交付申請書（様式第1号の1）
- 事業計画書（様式第1号の2）
- 事業計画に対する診断書（様式第1号の3）
- 事業継続に関する誓約書（様式第1号の4）
- 暴力団等でないことの誓約書（様式第1号の5）
- 飲食業に係る宣誓書（様式第1号の6）  
※飲食業のみ必要
- 補助事業者に関する書類
  - ・ 個人の場合は住民票
  - ・ 法人の場合は商業登記簿謄本
- 事業承継に関する書類
  - ・ 個人の場合は開業届と廃業届の写し
  - ・ 法人の場合は商業登記簿謄本の写し※事業承継がなされていない場合は、事業承継に関する誓約書（様式第1号の7）
- 事業実施場所を示す書類
  - ・ 当該店舗の位置図
  - ・ 改修前の内部及び外部の写真
- 改装に関する書類
  - ・ 見積書等の写し、改装に係る図面
- 法令許認可等が必要な場合の関係書類
  - ・ 資格認定書、許認可証の写し
- 納税証明に関する書類
  - ・ 市税の完納証明書
- 入金口座に関する書類
  - ・ 預金通帳等の写し（預金口座番号等が確認できるもの）

## 事業完了後の 提出書類

- 実績報告書（様式第5号の1）
- 事業実績概要書（様式第5号の2）
- 支出一覧表（様式第5号の3）
- 支出に関する書類
  - ・ 領収書、口座振込書、通帳等の写し
- 契約に関する書類
  - ・ 工事請負契約書等の写し
- 事業実施の写真
  - ・ 工事施工中および施工後の状況が分かるもの
- 補助事業者に関する書類（交付申請時に住所及び法人登記が市内にない場合のみ）
  - ・ 個人の場合は住民票
  - ・ 法人の場合は商業登記簿謄本の写し
- 事業承継に関する書類（交付申請時に事業承継がなされていない場合のみ）
  - ・ 個人の場合は開業届と廃業届の写し
  - ・ 法人の場合は商業登記簿謄本の写し